

# 令和3年度事業の行政評価（内部評価）

|             |   |   |            |                |                      |      |
|-------------|---|---|------------|----------------|----------------------|------|
| 事業名         | 防災まちづくり計画   |   |            | 所管             | まちづくり推進部<br>まちづくり計画課 |      |
| 中野区基本計画     | 政策  | 16  | 施策         | 42             | 区政運営                 | —    |
|             | 災害に強く回復力のあるまちづくりを進める  |   | 防災まちづくりの推進 |                | —                    |      |
| 根拠法令等       | 都市計画法<br>東京都建築安全条例  |   | 個別計画等      | 東京都防災都市づくり推進計画 |                      |      |
| 予算科目        | 款 10 項 1 目 2 事務事業 1 事業 防災まちづくり計画  |   |            |                |                      |      |
| 事業の始期-終期    | 開始  | 平成30年度  | 終了予定       | —              | 事業方式                 | 一部委託 |
| 事業概要        | 対象者   | 区民等   |            |                |                      |      |
|             | 目的(効果)  | 地震に関する地域危険度が高く、かつ防災まちづくり事業未実施の地域において、地域の実情に即した防災まちづくりを行うことにより、地域危険度の改善及び木造住宅密集地域が解消され、まちの安全性が向上する。  |            |                |                      |      |
|             | 実施内容(3年度)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木造住宅密集地域等における防災まちづくり<br/>地震に関する地域危険度が高く、かつ事業未実施の地域における、新防火規制を導入する区域の検討を行った。</li> <li>○ 若宮地区の防災まちづくり<br/>住民主体の協議会でまとめた意見を踏まえた地区計画案を区が作成するため、10月に地区内の土地や建物を有する方で構成する防災まちづくり協議会が設立された。協議会ではまち歩きや、権利者、地域住民を対象としたアンケート調査を実施し、まちの現状と防災上の課題を踏まえた防災まちづくりの目標と方向性を定めた。協議会の開催は3月末までに3回開催され、協議会で議論された内容は協議会だよりを作成し、区ホームページへの掲載や地区内の全戸配付を実施して周知した。</li> </ul> |            |                |                      |      |
| 2年度時点の事業の課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新防火規制を導入する区域の特定については、東京都による「第9回地震に関する地域危険度測定調査」の調査結果をもとに検討するため、公表スケジュール等の動向を注視していく。</li> <li>○ 若宮地区の防災まちづくりについては、協議会の設立に向け、町会や商店会と準備を進めているが、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況を踏まえ、開催の可否や実施方法などの運営の在り方について検討が必要である。</li> </ul> |   |            |                |                      |      |

## 事業のコストと人員

(金額単位：千円、( )内は対前年度比増減率で単位：%)

|              | 元年度  | 2年度    | 3年度  |
|--------------|--|--------|--|
| 事業のコスト(C-D)  | 25,103   | 26,388 | (5.1)  |
| 支出(C=A+B)    | 34,178   | 36,755 | (7.5)  |
| 事業費(A)       | 18,164   | 20,741 | (14.2)   |
| 人件費(B)       | 16,014   | 16,014 | (0.0)  |
| 収入(D)        | 9,075  | 10,367 | (14.2)   |
| (参考) 固定資産計上額 | 0  | 0      | (0.0)  |
| 従事職員数        | 常勤職員   | 2.0人   | 2.0人   |
|              | 短時間勤務職員  | 0.0人   | 0.0人   |
|              | 会計年度任用職員等  | 0.0人   | 0.0人   |
|              | 計  | 2.0人   | 2.0人   |
| 事業のコストの説明    | 主な内訳(3年度)  |        | 主な増減理由(2年度から3年度)   |
|              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 若宮地区防災まちづくり支援業務委託 (契約済額) 9,350,000円 (令和3年度執行額) 4,961,000円 (令和4年度執行予定額) 4,389,000円 (繰越明許)</li> </ul> |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 木造住宅密集地域等における防災まちづくり調査検討委託 △15,015千円 (皆減)<br/>地域危険度の高い地域に新防火規制を導入し、建物の不燃化を促進していくとともに、新防火規制だけでは改善されない地域は、地区計画により安全性の向上を図る方針を定めた。区内の地域危険度が高い町丁目別の調査は令和2年度で完了したため委託費が皆減となった。</li> <li>○ 若宮地区防災まちづくり業務委託 △759千円 (参考：令和2年度委託費 5,720千円)<br/>協議会運営支援の業務委託は契約額が増額となったが、令和4年度に一部業務を繰越したため委託費が減となった。</li> </ul> |

事業の実績・効果、評価など

| 指 標<br>(実績の ( ) は前年度比増減率で単位%)                                   |   | 単位   | 元年度<br>実績  | 2年度<br>実績   |         | 3年度        |            |         |
|---|---|--|--|-------------|---------|------------|------------|---------|
|   |   |  |  |             |         | 計画         | 実績         |         |
| 活動実績  | 木造住宅密集地域等における防災まちづくりの推進   | —  | 方向性の特定   | 新防火規制の効果の検証 | (—)     | 新防火指定区域の特定 | 新防火指定区域の検討 | (—)     |
|   | 若宮地区における防災まちづくりの推進  | —  | 現況調査課題整理手法検討   | 地区計画内容検討    | (—)     | 協議会設立・運営   | 協議会設立・運営   | (—)     |
|   |   |  |  |             |         |            |            |         |
| 単位コスト   | 1人あたりの木造住宅密集地域等における防災まちづくり推進コスト<br>(事業のコスト/事業未実施で地域危険度が高い地域の人口) | 円  | 186  | 231         | (24.2)  | —          | 120        | (△48.1) |
|   | 1人あたりの若宮地区防災まちづくり推進コスト<br>(事業のコスト/対象地区の人口)                      | 円  | 986  | 852         | (△13.6) | —          | 823        | (△3.4)  |
| 事業の効果   | —   |  |  |             |         |            |            |         |
|   |   |  |  |             |         |            |            |         |
|   |   |  |  |             |         |            |            |         |
| <p>○主な増減理由(前年度比較)</p> <p>○計画達成状況の分析</p> <p>○ユーザー(利用者等)の視点など</p> |   | <p>○ 木造住宅密集地域等における、新防火規制の導入は、東京都による「第9回地震に関する地域危険度測定調査」の調査結果をもとに、導入効果等を分析したうえで指定区域を特定する予定であったが、調査結果の公表時期が令和4年度以降に延期となったため委託費が発生しなかった。</p> <p>○ 若宮地区の防災まちづくりでは、地域危険度が高いため、まちの現状を踏まえた防災まちづくりの必要性を区報や区ホームページで周知するとともに、土地・建物権利者に資料を郵送し周知を行った。その結果、自分が住んでいるまちの地域危険度が高いことや、防災上の課題について初めて認識したなど多くの反響があり、防災まちづくりの取組を求める意見も多数寄せられた。また、協議会委員の公募では多数の応募があり地域との協働体制が整った。協議会では議論が活発に行われ、まち歩きを実施するなど積極的に活動している。2月に実施した若宮地区内の全居住者と権利者を対象とした防災まちづくりに関するアンケート調査では、回答者の約9割の方から、防災性を高めるための地域独自のルールを導入することについては良いとの回答があった。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、協議会の会期が令和4年3月末から8月末へ延期を余儀なくされた。そのため、令和4年度実施分について予算の繰越し措置を行ったため委託費減となった。</p> |  |             |         |            |            |         |
| 評価  | 有効性<br>(活動実績分析)   | 新防火規制は、耐火建築物又は準耐火建築物への建替えを誘導し、木造住宅密集地域の再生産を防止するため東京都が条例で定めた制度であり、延焼の危険性を示す火災危険度が高い地域において、まちの安全性の着実な向上が期待できる。また、地区計画による地域ルールで避難道路や宅地の空間確保を行っていくことで、防災性の向上はもとより、住環境の保全や改善にもつながりまちの魅力向上も期待できる。  |  |             |         |            |            |         |
|   | 効率性<br>(コスト分析)  | 地域住民等が主体となった地域ルールによるまちの安全性の向上は、道路拡幅等の事業導入を主体としないため、地域と行政双方の負担軽減が期待される。協議会の運営については、事務局業務を委託したことにより効率的な実施が可能となったことに加え、委託費については、東京都の補助制度（防災密集地域総合整備事業）を活用した。  |  |             |         |            |            |         |
|   | 適正性<br>(適切性・必要性)  | 都市計画法第12条の5や東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定等に基づき、適正に進めている。地区計画は、住民と区の協働により地域課題を改善する手法であり、協議会運営については委託するなど、公民の役割分担についても適切である。  |  |             |         |            |            |         |
| 次年度予算編成に向けた評価   |   | 【事業の方向】  | 【理由】   |             |         |            |            |         |
|   |   | 継続   | <p>○ 新防火規制の指定区域について、今後公表予定の「第9回地震に関する地域危険度測定調査」の結果をもとに、導入に向けた手続きを実施する。</p> <p>○ 若宮地区の防災まちづくりについて、協議会で実施した検討の結果を踏まえ、地区計画（素案）を作成する。地区計画（素案）については、意見交換会等を実施して、防災まちづくりの目標および取組について地域と共有を図っていく。</p> |             |         |            |            |         |